

労働者団体、労働組合等の皆様へ

# 岩手県労働委員会委員 による出前講座のお知らせ

よりよい労使関係を築くために



講師派遣  
無料

県内なら  
どこでも  
OK

希望に応じて  
テーマを設定

- よりよい労使関係を築くため、労働相談の事例等を交えながら、知っておくべきワークルールなどについてお話しします。
- 会議や研修会などの講師に、岩手県労働委員会の出前講座を是非御利用ください。
- 会議や研修の規模の大小を問わず、出前で伺って講師を務めます。まずはお電話ください。

## 講座資料（イメージ）

### 1（1）労働条件

【労働基準法第15条第1項前段】

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を（書面で）明示しなければならない。



【労働条件通知書に最低限記載が必要な事項】

- ①労働契約の期間、②更新の基準、③就業の場所、従事する業務の内容、④労働時間⑤賃金に関する事項、⑥退職に関する事項



## 講座の様子



## お問合せ先

岩手県労働委員会事務局

☎ 019-629-6277

FAX 019-629-6274

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

ホームページ

岩手県労働委員会

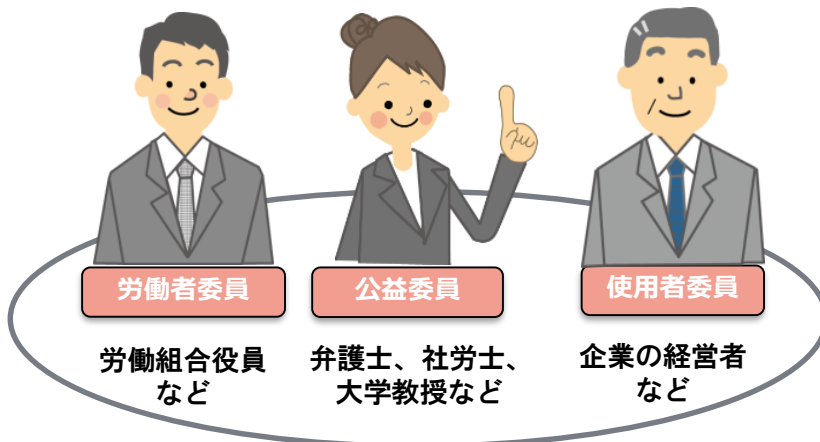
検索

# 出前講座の概要

テーマ (例)	①「よりよい労使関係を築くために」 実際に起きた事例等を交えながら、よりよい労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争解決制度等についてお話しします。 ②「労働法のポイント（事例・パワハラ対策）」 よりよい労使関係を築くために役立つトラブル事例について紹介するとともに、会社で必要とされるパワハラ対策について説明します。
講師	岩手県労働委員会の委員 ※講師は労働委員会で選定させていただきます。
対象	岩手県内の使用者団体・企業団体等の会議や研修会など ※ただし、次の場合は対象外とします。 ○営利・宗教・政治活動を目的とするもの ○苦情・陳情を目的とするもの ○暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施するもの
日程等	できる限り御希望に沿うよう調整いたします。希望日を御相談下さい。 ※オンライン開催の相談も承っています。
経費	講師派遣の費用はかかりません。（講師料・旅費は不要です。） ※派遣先は、岩手県内のみ。 ※会場は、申込者の方で御準備願います。
申込方法	開催予定日の概ね2か月前までに岩手県労働委員会事務局にお電話ください。

## 岩手県労働委員会はどういうところ？

岩手県労働委員会は県の行政機関です。  
公労使の三者構成で、中立公正な立場から労使紛争の解決をサポートします。



### 労働委員会の 主なしごと

- ・労働相談への対応
- ・個別労働関係紛争のあっせん（個々の労働者と使用者の紛争）
- ・労働争議の調整（労働組合と使用者の紛争）
- ・不当労働行為の審査（同上）